


令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・**報告事項**・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について</p>								
<p>所管部課</p>	<p>地域のちから推進部 住区推進課</p>								
<p>内容</p>	<p>令和4年3月に改定した「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和5年4月1日に民設学童保育室4か所の開設を予定している。</p> <p>また指定管理学童保育室については、指定管理期間満了に伴う2か所の更新と1か所の新規開設を予定している。</p> <p>これらについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 民設学童保育室の選考状況について</p> <p>(1) 審査会開催日 令和4年9月30日（金）</p> <p>(2) 応募・審査件数</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 大谷田小学校・長門小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td> <td>2事業者が応募</td> </tr> <tr> <td>エ 東加平小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> </table> <p>(3) 運営予定事業者</p> <p>ア 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</p> <p>(ア) 名称 株式会社キッズホーム爰</p> <p>(イ) 法人所在地 市川市妙典2丁目4番12号</p> <p>(ウ) 設置予定地 足立区千住柳町32番1号 1階</p> <p>(エ) 定員 40人</p> <p>(オ) 案内図 (★印)</p> 	ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし	イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし	ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募	エ 東加平小学校地域	応募なし
ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし								
イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし								
ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募								
エ 東加平小学校地域	応募なし								

(カ) 選定理由等

基準となる総合評価点数の6割を超える1233点を獲得した。特に、学童開設までの準備や子どもの育成支援についての評価が高く、異議なく選定された。

※ 審査結果の詳細は、別紙 報告事項1-1、1-2のとおり

(4) 応募がなかった3地域の対応について

ア 応募がなかった理由

公募対象地域において、2方向避難や面積等の条件で学童保育室に適した物件が見つからなかったため。

イ 再公募（令和5年度実施）

公募対象地域を拡大するなどの応募条件の見直しを検討しながら、令和5年度の再公募に向けて準備を進めていく。

ウ 待機児童ゼロに向けて

再公募の3地域に加えて令和5年度に計画している5地域を公募することにより、令和4年3月の足立区学童保育室整備計画で策定した令和6年9月末の待機児童ゼロを目指していく。

2 指定管理学童保育室運営事業者の応募状況について

指定管理期間満了に伴う学童保育室2か所と新規開設に伴う学童保育室1か所を公募したところ下記の応募があった。

(1) 指定管理期間満了に伴う学童保育室

ア 亀田学童保育室（亀田小学校内）

(ア) 設置場所 足立区西新井栄町一丁目1番1号

(イ) 定員 3室150名

(ウ) 選定審査件数 1事業者

イ 新田学園・新田学園第二学童保育室（新田学園第一・第二校舎内）

(ア) 設置場所

新田学園第一校舎 足立区新田三丁目34番2号

新田学園第二校舎 足立区新田三丁目30番16号

(イ) 定員

新田学園学童保育室 1室50名

新田学園第二学童保育室 3室120名

(ウ) 選定審査件数 2事業者

(2) 新規開設に伴う学童保育室

ア 鹿浜未来学童保育室（鹿浜未来小学校内）

(ア) 設置場所 足立区鹿浜五丁目18番1号

(イ) 定員 2室65名

(ウ) 選定審査件数 3事業者

民設学童保育室の選考状況について【千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域】

1 施設の概要

- (1) 所在地 足立区千住柳町32番1号 1階
 (2) 構造 鉄骨造3階建て
 (3) 学童保育室使用部分の延床面積 120.70㎡

2 運営予定事業者の概要

団体名	株式会社キッズホーム爰
設立年月日	平成26年6月26日
事業概要	児童福祉施設の設置・運営
代表取締役	國澤 佳奈子
主な運営実績	足立区 学童保育室1か所 市川市 認可保育所2か所 流山市 認可保育所3か所、小規模保育施設1か所 他

3 学童保育室の保育支援方針の概要、税理士による財務診断結果及び収支計画の概要

(1) 保育支援方針の概要

- 子どもたち自身が主体性をもって運営する。
 未来を担う子ども達は変化の激しい世の中を生き抜くために、自律し自身で考え、他者と協力し、課題を解決する力が必要である。保育者は子どもたちの補助役、サポーターとして関わり、子どもたちと意見を交わしながら、子どもたちが主体となって運営することが必要であると考えます。
- 好きなことを探求できる成長環境を提供する。
 子どもたちがより成長するのは、座学などの受動的な学びをしているときではなく、主体的な学びをしているときであると考えます。その主体的な学びが行われるのは、正に子どもたちが好きなことを熱中して探求しているときであると考えます。

(2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価	コメント
安全性	収益性	経営効率	(A～D)	
3	5	4	A	最終期が5か月しかなかったため、収益性と経営効率の判断は前期、前々期で判断した。企業の収益性及び経営効率は非常に良好である。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名		
				株式会社 キッズホーム樂		A社		
	分類	説明		得点	割合	得点	割合	
1	150点	運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	42	84.0%	42	84.0%	
2		運営体制は安定しているか。	50	44	88.0%	42	84.0%	
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	38	76.0%	44	88.0%	
		小計	150	124	82.7%	128	85.3%	
4	200点	学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	38	76.0%	36	72.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	
		小計	200	154	77.0%	152	76.0%	
8	150点	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	44	88.0%	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	46	92.0%	38	76.0%	
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	44	88.0%	36	72.0%	
		小計	150	134	89.3%	108	72.0%	
11	250点	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	40	80.0%	36	72.0%	
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%	40	80.0%	
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	42	84.0%	42	84.0%	
		小計	250	194	77.6%	190	76.0%	
16	250点	危機管理について	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	42	84.0%	36	72.0%	
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	42	84.0%	
		小計	250	204	81.6%	198	79.2%	
21	350点	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	40	80.0%	36	72.0%	
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%	40	80.0%	
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	42	84.0%	38	76.0%	
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	42	84.0%	42	84.0%	
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	42	84.0%	34	68.0%	
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
		小計	350	284	81.1%	270	77.1%	
28	150点	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	40	80.0%	42	84.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	38	76.0%	42	84.0%	
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
		小計	150	118	78.7%	124	82.7%	
合計			1,500	1,212	80.8%	1,170	78.0%	

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0	0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	21	70.0%	21	70.0%
総計				1,605	1,233	76.8%	1,191	74.2%

順位			1	2

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和5年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について													
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課													
内容	<p>令和5年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、以下のとおり変更した。</p> <p>1 夜間就労者に対する承認基準の見直し</p> <p>在宅勤務等で保護者が不在とはならない家庭が存在する中で、夜間就労者が睡眠のため在宅していることを理由に、他の申請理由より優先順位を下げる取り扱いは、不利益となるため以下のとおり承認基準を変更した。</p> <p>※ 令和4年度対象申請件数 18件 / 約5,500件</p> <p>(1) 令和4年度の承認基準</p> <p>ア 日中に睡眠を取る必要があるため、午後の勤務時間が要件に満たない場合でも、週5日以上かつ38時間45分以上就労している場合は、入室を可能としていた。</p> <p>イ 午後の時間に在宅していることから、最低限の保育が可能として、以下の取り扱いをしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生の優先承認の除外 ・ 申請理由別の優先順位が一番低い <p>(2) 変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>1年生優先承認</td> <td>適用する</td> <td>適用しない</td> </tr> <tr> <td>基準指数(分類3) ※最高点20点</td> <td>12点</td> <td>9点</td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	変更後	変更前	就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし		1年生優先承認	適用する	適用しない	基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点
審査項目	変更後	変更前												
就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし													
1年生優先承認	適用する	適用しない												
基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点												

2 単身赴任世帯の補正指数引き上げ

放課後における児童の保護育成を一人の保護者が行う世帯という点では、ひとり親世帯と同じであるため、**補正指数を2点から3点に引き上げた。**

※ 令和4年度の単身赴任加算件数 79件 / 約5,500件

	番号	条 件		加・減算 指数
新	補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不存在・ 単身赴任世帯	3
旧	補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	3
			2 単身赴任	2

3 入室審査実施スケジュール（令和5年度）

令和4年

10月21日（金曜日）

「入室申請案内」配布開始

11月7日（月曜日）～12月1日（木曜日）

入室申請一斉受付期間

令和5年

2月17日（金曜日）

入室承認(不承認)通知発送（一斉受付分）

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区再犯防止推進計画の策定について
所管部課	福祉部 福祉管理課
内容	<p>「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法という）第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として「足立区再犯防止推進計画」を策定する。</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、これに基づき国は平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定した。策定からまもなく5年を迎え、国は令和4年度内に新しい計画の策定を進めている。</p> <p>区においても、国の計画見直しの時期に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「足立区再犯防止推進計画」を策定する。</p> <p>2 計画における将来像と取組方針</p> <p>(1) 目指す将来像</p> <p>「誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立」</p> <p>(2) 将来像を実現するための取組方針</p> <p>ア 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援 イ 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的实施 ウ 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施 エ 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進 オ 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進</p> <p>3 策定方法</p> <p>区職員ほか東京保護観察所、東京拘置所、警視庁、足立区保護司会等の関係団体から推薦を受けた者で構成する「足立区再犯防止推進計画検討会」（以下、検討会という）にて検討を行い、計画案を策定する。</p>

4 策定スケジュール

時期	予定
令和4年10月 ～12月	<ul style="list-style-type: none">第1回検討会（10/13実施済）パブリックコメント実施 意見募集期間 11/25～12/24（30日間）
令和5年1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none">意見に対する区の考え方整理（1月）第2回検討会（2月予定）計画策定（3月）

5 他区の状況（令和4年4月1日現在）

- (1) 策定済 7区（千代田、豊島、中野、大田、墨田、荒川、葛飾）
- (2) 検討中 10区（足立区含む）
- (3) 予定なし 6区

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	<p>1 拡大内容 対象児童 拡大前：年度末15歳以下 ⇒ 拡大後：年度末18歳以下</p> <p>2 足立区における対象児童数 約17,000人</p> <p>3 事業開始時期 令和5年4月</p> <p>4 子ども医療費助成事業の内容 年度末15歳以下と同様「所得制限なし、自己負担なし」で実施</p> <p>5 スケジュール (1) 申請書等発送 : 令和4年11月30日 (2) 医療証発送 : 令和5年3月下旬</p> <p>6 マル青医療証 別紙 報告事項4-1のとおり</p>

第3号の3様式(第7条関係)

(表)

青 医 療 証							
負担者番号							
受給者番号							
高校生等	氏名						
	生年月日						
保護者	住所						
	氏名						
有効期間							
<p>上記の者は、足立区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を足立区が助成するものであることを証明する</p> <p style="text-align: center;">足立区長</p>							
交付年月日							

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による治療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。また、高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 5 有効期間内に受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の支給について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」事業を実施する。</p> <p>1 給付対象（令和4年10月末現在） 児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）等 計 約5,600世帯 (1) 10月31日までに、国事業の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（以下「国事業の特別給付金」という）の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 基準日（11/1）現在、支給要件に該当しない者を除く (2) 11月1日以降に、国事業の特別給付金の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 国事業の特別給付金の支給決定に基づき給付するため、原則、申請不要とする。</p> <p>2 対象児童数 約8,500人／5,600世帯</p> <p>3 支給額 児童1人につき50,000円</p> <p>4 スケジュール（予定） (1) 支給通知発送 令和4年12月21日（水） (2) 支給日 令和5年1月20日（金）振込開始 ※ 11月1日以降の国事業の特別給付金申請者については、支給決定後、順次、足立区独自の給付金の支給を行う。</p> <p>5 周知方法 あだち広報（11月10日号、12月25日号）、区ホームページで周知。</p>

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・**報告事項**・情報連絡事項>

件名	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業の実施について
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課
内容	<p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯への支援として、国が新たに1世帯あたり5万円の現金を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業の実施を決定した。国の支給要領に従い、以下のとおり給付する。</p> <p>1 支給対象世帯</p> <p>(1) 住民税非課税世帯（プッシュ型） 基準日（令和4年9月30日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯 【支給手続き（予定）】 ア 区から対象世帯へ確認書を発送 イ 区へ確認書を返送 ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定 エ 口座へ入金後、振込通知書を送付</p> <p>(2) 家計急変世帯（申請方式） 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準） 【支給手続き】 ア 申請書と家計急変を証する資料（給与明細等）を区へ提出 イ 区は申請書の内容を審査の上、支給を決定 ウ 口座へ入金後、振込通知書を送付 【主な申請書入手場所】 区民事務所（16か所）、福祉事務所（5か所）、 くらしとしごとの相談センター（別館1階）、 地域包括支援センター（25か所） ※ （1）及び（2）の両方とも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。</p>

2 支給世帯数

約99,000世帯を想定
(住民税非課税世帯 97,500世帯、家計急変世帯 1,500世帯)

3 支給額

1世帯あたり50,000円

4 処理スケジュール

	対象者	通知発送	支給日
1	区非課税世帯 (91,500世帯見込)	11月11日	11月28日 以降順次
2	他自治体非課税世帯 (6,000世帯見込) (令和4年1月2日以降転入)	12月上旬	12月中旬 以降順次

※ 家計急変世帯は11月11日に申請受付開始

※ 住民税非課税世帯、家計急変世帯ともに申請期限は令和5年1月
31日(火)当日消印有効

5 専用コールセンター及び申請サポート窓口

(1) コールセンター (外部委託)

11月1日(火)開設

電話番号: 0120-247-035 (平日午前9時~午後8時まで)

(2) 申請サポート窓口 (人材派遣従事)

11月1日(火)開設

本庁舎中央館1階 (平日午前9時~午後5時まで)

6 周知方法

対象世帯に対して、支給要件確認書を送付するとともに、あだち広報
11月10日号及び区ホームページにて詳しく周知した。家計急変世帯への
給付金については、町会・自治会や住区センター等にチラシを配布し、周知
に努めていく。

7 今後の方針

給付金を一日でも早く区民にお届けできるよう、確認書等の事務処理を
迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組
んでいく。

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について																																																																																																																																																						
所管部課	福祉部 障がい福祉課、高齢者施策推進室 介護保険課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課																																																																																																																																																						
内容	<p>物価高騰支援を目的とした介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象とする特別給付金支給事業の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 物価高騰により、厳しい運営を強いられている区内介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象に、主に光熱水費・ガソリン代に対する物価高騰支援を目的に特別給付金を支給する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 令和4年度の物価高騰に対する支援として、事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて、1事業所につき支給額100千円から802千円を給付する。</p> <p>(2) 令和4年9月1日時点で事業所を運営し、申請時に事業を継続していることを要件とする。</p> <p>(3) 申請期間は、令和4年11月から令和5年1月末まで</p> <p>3 事業規模</p> <p>(1) 対象事業所 約1,400事業所(介護：約1,000事業所・障がい：約400事業所)</p> <p>(2) 総支給額 259,056千円(介護：197,046千円・障がい：62,010千円)</p> <p>(3) 定員区分・サービスごとの支給額一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給内容</th> <th colspan="3">①基本給付</th> <th colspan="3">②光熱水費加算</th> <th colspan="3">③ガソリン代加算</th> <th rowspan="2">総支給額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">入所・通所・訪問全て</th> <th colspan="3">入所</th> <th colspan="3">通所・訪問入浴</th> </tr> <tr> <th>定員区分</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>事業所数</th> <th>単価</th> <th>支給額</th> <th>①+②+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-10人</td> <td>306</td> <td>100</td> <td>30,600</td> <td>132</td> <td>32</td> <td>4,224</td> <td>174</td> <td>8</td> <td>1,392</td> <td>36,216</td> </tr> <tr> <td>11-20人</td> <td>244</td> <td>200</td> <td>48,800</td> <td>29</td> <td>64</td> <td>1,856</td> <td>215</td> <td>16</td> <td>3,440</td> <td>54,096</td> </tr> <tr> <td>21-30人</td> <td>71</td> <td>300</td> <td>21,300</td> <td>5</td> <td>96</td> <td>480</td> <td>66</td> <td>24</td> <td>1,584</td> <td>23,364</td> </tr> <tr> <td>31-60人</td> <td>84</td> <td>400</td> <td>33,600</td> <td>20</td> <td>128</td> <td>2,560</td> <td>64</td> <td>32</td> <td>2,048</td> <td>38,208</td> </tr> <tr> <td>61-100人</td> <td>30</td> <td>500</td> <td>15,000</td> <td>26</td> <td>160</td> <td>4,160</td> <td>4</td> <td>40</td> <td>160</td> <td>19,320</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>600</td> <td>18,000</td> <td>28</td> <td>202</td> <td>5,656</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>23,756</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>765</td> <td></td> <td>167,300</td> <td>240</td> <td></td> <td>18,936</td> <td>525</td> <td></td> <td>8,724</td> <td>194,960</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>640</td> <td>100</td> <td>64,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>8</td> <td>96</td> <td>64,096</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>640</td> <td></td> <td>64,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td></td> <td>96</td> <td>64,096</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>1,405</td> <td></td> <td>231,300</td> <td>240</td> <td></td> <td>18,936</td> <td>537</td> <td></td> <td>8,820</td> <td>259,056</td> </tr> </tbody> </table>										支給内容	①基本給付			②光熱水費加算			③ガソリン代加算			総支給額	入所・通所・訪問全て			入所			通所・訪問入浴			定員区分	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	①+②+③	1-10人	306	100	30,600	132	32	4,224	174	8	1,392	36,216	11-20人	244	200	48,800	29	64	1,856	215	16	3,440	54,096	21-30人	71	300	21,300	5	96	480	66	24	1,584	23,364	31-60人	84	400	33,600	20	128	2,560	64	32	2,048	38,208	61-100人	30	500	15,000	26	160	4,160	4	40	160	19,320	101人以上	30	600	18,000	28	202	5,656	2	50	100	23,756	小計	765		167,300	240		18,936	525		8,724	194,960	訪問等	640	100	64,000				12	8	96	64,096	小計	640		64,000				12		96	64,096	総計	1,405		231,300	240		18,936	537		8,820	259,056
支給内容	①基本給付			②光熱水費加算			③ガソリン代加算			総支給額																																																																																																																																													
	入所・通所・訪問全て			入所			通所・訪問入浴																																																																																																																																																
定員区分	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	事業所数	単価	支給額	①+②+③																																																																																																																																													
1-10人	306	100	30,600	132	32	4,224	174	8	1,392	36,216																																																																																																																																													
11-20人	244	200	48,800	29	64	1,856	215	16	3,440	54,096																																																																																																																																													
21-30人	71	300	21,300	5	96	480	66	24	1,584	23,364																																																																																																																																													
31-60人	84	400	33,600	20	128	2,560	64	32	2,048	38,208																																																																																																																																													
61-100人	30	500	15,000	26	160	4,160	4	40	160	19,320																																																																																																																																													
101人以上	30	600	18,000	28	202	5,656	2	50	100	23,756																																																																																																																																													
小計	765		167,300	240		18,936	525		8,724	194,960																																																																																																																																													
訪問等	640	100	64,000				12	8	96	64,096																																																																																																																																													
小計	640		64,000				12		96	64,096																																																																																																																																													
総計	1,405		231,300	240		18,936	537		8,820	259,056																																																																																																																																													

単位：千円

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	新型コロナウイルス感染症対策介護・障がい福祉サービス等事業所に対する衛生物品の購入経費を目的とした、区独自の特別給付金支給事業について																																				
所管部課	福祉部 障がい福祉課、高齢者施策推進室 介護保険課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課																																				
内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、介護・障がい福祉サービス等事業所を対象とした区独自の特別給付金支給事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>区が実施している衛生物品配布事業は、国からの物品供給終了により令和4年9月で終了したため、令和4年度下半期分の衛生物品の購入支援として、特別給付金を支給する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 令和4年度下半期分の衛生物品購入支援として、定員区分等に応じ、1事業所あたり5万円から30万円を支給する。</p> <p>(2) 令和4年9月1日時点で事業所を運営し、申請時に事業を継続していることを要件とする。</p> <p>(3) 申請期間は、令和4年11月から令和5年1月末まで</p> <p>3 事業規模等</p> <p>(1) 対象事業所 約1,400事業所(介護:約1,000事業所・障がい約400事業所)</p> <p>(2) 総支給額 115,650千円(介護:88,250千円・障がい27,400千円)</p> <p>(3) 定員区分ごとの支給額一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員区分</th> <th>事業所数</th> <th>単価(千円)</th> <th>支給額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～10人</td> <td>306</td> <td>50</td> <td>15,300</td> </tr> <tr> <td>11人～20人</td> <td>244</td> <td>100</td> <td>24,400</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>71</td> <td>150</td> <td>10,650</td> </tr> <tr> <td>31人～60人</td> <td>84</td> <td>200</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>61人～100人</td> <td>30</td> <td>250</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>300</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>訪問・その他</td> <td>640</td> <td>50</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>1,405</td> <td></td> <td>115,650</td> </tr> </tbody> </table>	定員区分	事業所数	単価(千円)	支給額(千円)	1人～10人	306	50	15,300	11人～20人	244	100	24,400	21人～30人	71	150	10,650	31人～60人	84	200	16,800	61人～100人	30	250	7,500	101人以上	30	300	9,000	訪問・その他	640	50	32,000	総計	1,405		115,650
定員区分	事業所数	単価(千円)	支給額(千円)																																		
1人～10人	306	50	15,300																																		
11人～20人	244	100	24,400																																		
21人～30人	71	150	10,650																																		
31人～60人	84	200	16,800																																		
61人～100人	30	250	7,500																																		
101人以上	30	300	9,000																																		
訪問・その他	640	50	32,000																																		
総計	1,405		115,650																																		

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

＜審議事項・**報告事項**・情報連絡事項＞

件名	認知症検診の実施について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	<p>認知症の早期発見、早期対応の促進を目的に、東京都の補助金を活用した「認知症検診」を令和4年度から実施する。 他区では、都補助金を活用した「認知症検診」を11区で実施している。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 検診で認知症の<u>早期診断と早期からの支援に繋ぐ</u>ことで、進行予防や治療によって改善を図る（＝<u>早期発見・早期支援の強化</u>）。</p> <p>(2) <u>認知症、介護及び社会資源に関する正しい知識の普及啓発</u>を行い、認知症の予防や早期発見の意識を高める（＝<u>普及啓発の強化</u>）。</p> <p>2 対象者</p> <p>70歳となる区民で、認知症気づきのチェックリストで20点以上の方、又は20点未満でもの忘れが気になり受診を希望する方</p> <p>※ 70歳の区民は、7,418人（令和4年4月1日時点）</p> <p>※ 他区の受診率（対象者の1～2%）を参考にして、検診受診者数（個別検診及び集団検診の合計で定員350人）を決定した。</p> <p>3 実施スキーム</p> <p>別添 報告事項9-1のとおり</p> <p>【足立区独自のポイント】</p> <p>(1) 「個別検診」（定員150人）は近所の指定医療機関で受診でき、「集団検診」（定員200人）は、交通の便の良い会場で2日間実施し、タブレット端末の活用により気軽に脳の健康度を測定できる。いずれかの選択制で、受診がしやすい。</p> <p>(2) 検診では、認知症を早期発見するだけでなく、同時に実施する社会支援ニーズチェックにより、生活のしづらさも早期に把握する。</p> <p>(3) 検診結果に基づき、サポートが必要と判断された方に対して、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等による支援を実施することにより、地域での支援に繋げていく。</p>

4 実施時期（予定）

- (1) 令和5年1月 検診案内
- (2) 令和5年3月 集団検診（2日間予定）
- (3) 令和5年4月～ 個別検診（認知症サポート医、もの忘れ相談医が
在籍する医療機関の約30か所（想定）で実施）

5 受診費用

自己負担なし

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「健康あだち21行動計画」の第二次評価及び第三次策定にかかる調査について
所管部課	衛生部 ころとからだの健康づくり課
内容	<p>「健康あだち21行動計画」第二次の分析・評価、および第三次策定の資料とするため、以下の内容で実態調査を行う。</p> <p>1 対象者 20歳以上の区民 4,000人（無作為抽出）</p> <p>2 方法 郵送で調査票を発送、回収</p> <p>3 主な質問内容 学識経験者（足立区地域保健福祉推進協議会 健康あだち21専門部会長、副部会長）からのご意見を基に設定した。 (1) 「健康あだち21行動計画」第二次の評価指標に関するもの 例：主観的健康観、運動・食習慣、喫煙・飲酒・口腔ケアの状況 (2) 今後の社会情勢や環境の変化と健康の関連を予測するもの 例：地域とのつながり、幸福度、健康情報の入手方法等</p> <p>4 スケジュール（予定） 令和4年12月2日 委託業者による質問票の発送 12月27日 質問票回答締め切り 令和5年1月～2月 委託業者による集計 学識への評価依頼 2月～3月 評価・まとめ 4月～5月 報告書作成</p> <p>5 その他 第三次行動計画の期間は、国の次期国民健康づくり運動プランにならない、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間を見込んでおり、令和11（2029）年度頃に中間評価を予定している。 その際、経年変化等を比較するため、今回調査した方のうち同意をいただいた方には、中間評価の調査書の個別送付を予定する。</p>

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について
所管部課	新型コロナウイルスワクチン接種担当部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課
内容	<p>1 オミクロン株対応ワクチン接種について</p> <p>(1) 接種状況等 (令和4年12月20日時点)</p> <p>ア 対象者数 632, 656人 イ 接種者数 193, 414人 ウ 接種率 30.6%</p> <p>(2) 対象者 初回(1・2回目)接種を完了した12歳以上の全ての住民(足立区においては約52万人)</p> <p>(3) 接種間隔・接種回数 最終接種日から3か月後に1回だけ接種</p> <p>(4) 接種ワクチン オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチン (ファイザー社製またはモデルナ社製)</p> <p>(5) 接種体制 各医療機関にて個別接種を実施。集団接種は足立区役所庁舎ホール接種会場のみ。</p> <p>(6) 本事業終了時期 令和5年3月31日(金) ※ 初回(1・2回目)接種、小児接種、乳幼児接種も上記期間までの実施となる。</p>

2 庁舎ホール接種の実施状況

(1) 実施日時、使用ワクチン

	令和4年12月28日まで	令和5年1月6日から
実施日時	火～金曜日 9:00～11:30 13:00～19:30 ※12月28日(水)は 17:30まで 土・日曜日 9:00～11:30 13:00～17:30	金・土曜日 9:00～11:30 13:00～17:30
追加接種 (3回目以降) 使用ワクチン	モデルナ社製オミクロン株 対応ワクチン	ファイザー社製オミクロ ン株対応ワクチン (BA. 4-5型)
初回接種 (1・2回目) 使用ワクチン	モデルナ社製従来型 ワクチン	モデルナ社製従来型 ワクチン

(2) 予約不要接種の実施について

年内接種促進対策として、12月6日から12月28日まで庁舎ホールに接種会場において予約不要接種を実施している。

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和4年12月23日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況について																										
所管部課	衛生部 足立保健所 感染症対策課																										
内容	<p>1 新型コロナウイルス感染症発生状況について</p> <p>東京都全体において、令和4年7月ピーク時の1日あたり4万人から、一時1日あたり2千人程度まで減少したものの、令和4年12月12日から18日までの1週間平均で1万5千人程度と上昇傾向が続いている。</p> <p>区内届出対象者数推移（週別）については、別紙、報告事項12-1のとおり。</p> <p>2 区内クラスター発生状況（令和4年12月19日時点）</p> <p>令和4年1月以降、区内で発生したクラスターの総施設数は817施設である。</p> <p>3 足立区発熱電話相談センター及び足立区PCR予約専用ダイヤル等の電話相談実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月</td> <td>10,460件</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>13,642件</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9,826件</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>5,321件</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>3,540件</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>2,466件</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>10,789件</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>14,066件</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>7,359件</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>2,473件</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>3,355件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>2,900件 (12月19日時点)</td> </tr> </tbody> </table>	月	件数	1月	10,460件	2月	13,642件	3月	9,826件	4月	5,321件	5月	3,540件	6月	2,466件	7月	10,789件	8月	14,066件	9月	7,359件	10月	2,473件	11月	3,355件	12月	2,900件 (12月19日時点)
月	件数																										
1月	10,460件																										
2月	13,642件																										
3月	9,826件																										
4月	5,321件																										
5月	3,540件																										
6月	2,466件																										
7月	10,789件																										
8月	14,066件																										
9月	7,359件																										
10月	2,473件																										
11月	3,355件																										
12月	2,900件 (12月19日時点)																										

4 年末年始（12月29日から1月3日まで）の保健所の体制等について

(1) 保健所の体制

ア 主な業務

- (ア) 新型コロナウイルス感染症発生届の事務処理
- (イ) 入院調整・患者搬送の手配
- (ウ) 疫学調査・自宅療養者の健康観察

イ 職員体制（保健師、事務職員）

17名（今後の感染状況に応じて増員する）

ウ 対応時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 電話相談（24時間体制）

名称	業務内容	電話番号
東京都発熱相談センター	発熱等の症状があり、かかりつけ医がいない方の相談受付	03-5320-4551 03-5320-4411 03-6258-5780 03-5320-4592
東京都発熱相談センター内医療機関案内専用ダイヤル	発熱等の症状があり、かかりつけ医がいない方への医療機関のご案内	03-5320-4327 03-5320-5971 03-5320-7030
東京都陽性者登録センター	発生届対象外の方に対する健康観察等の支援	0570-080-197
うちさぼ東京	自宅療養者への食料品やパルスオキシメーターの配送	0120-670-440

※ 足立区発熱電話相談センターは休止する

(3) オンライン相談（午前9時から午前0時まで）

名称	業務内容	利用方法
東京都臨時オンライン発熱診療センター	発熱等の症状がある方に対する診療や薬の処方	東京都福祉保健局の専用ホームページから利用

※ 対象者は次の要件を全て満たす方

- ① 都内在住であること
- ② 13歳以上64歳以下であること
- ③ 新型コロナウイルスの検査キットによる自己検査をしていること
- ④ 発熱など新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の疑いがあること

区内での新型コロナウイルス新規陽性者の発生状況（12月19日時点）

1 発生届を受理した陽性者数（週次グラフ）



※ 令和4年9月26日から発生届出対象が下記4類型に限定化されたことに伴い、区の公表値も発生届を受理した陽性者数（区内に住所を有する方）のみとなった（区内で発生した陽性者の全数ではない）。

（届出対象者）

- 1 65歳以上の方（診察時点で65歳以上の方が対象）
- 2 入院を要する方
- 3 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬や酸素投与が必要であると医師が判断した方
- 4 妊娠している方